

関係者各位

2024年11月26日
一般社団法人 新城市観光協会

市街化調整区域への事務所移転の件について

当団体の事務所が市街化調整区域にあり、違法状態で事業活動を行っていることについて、みなさまに、ご不快な思いをさせていただきましたこと、誠に申し訳ありません。

特に、厳しい財政状況のなか、引っ越し先が見つからずに苦しんでいた私たちに快く手を差し伸べていただいた事務所オーナーの方、また、一般社団法人となり、次のステージに進もうとしている私たちの背中を押していただいている当団体の会員ならびに市民のみなさまに、大変なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

事務所移転後にそれが違法状態であることを新城市から指摘されたこと、指摘された後に違法状態であることを認識したまま事業活動を行っていたことに間違いはありません。

当団体が、移転前に市街化調整区域であることの確認が甘かったこと、指摘後に積極的に移転のための行動を起こさなかったこと、そして、違法性を抱えたまま事業活動を行うことに対する意識が低かったことに問題があります。

本件に関して、新城市と当団体で一定の協議などは行われたものの、双方が緊急性の高い事案であることに対する認識が低かったため、積極的な対応を取らなかったというのが実態です。

現在、新城市と協議を行い、早急に新たな事務所に移転することを進めています。今後の対応やこれまでの経緯などの詳細については、後日、改めてこの場でご報告をさせていただきます。

(お問い合わせ先) 一般社団法人 新城市観光協会
電話番号：0536-21-0015
メールアドレス：info@shinshirokankou.com